

平成 25 年 9 月 26 日

**インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に  
対する要請について（平成 25 年 1 月～3 月）**

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善要請等を行いました。

消費者庁では、平成 25 年 1 月から 3 月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。この結果、52 事業者による 62 商品の表示について、健康増進法第 32 条の 2 第 1 項に違反するおそれのある文言等があったことから、平成 25 年 9 月 26 日、これらの事業者に対し、表示の改善を要請するとともに、ショッピングモール運営事業者へも表示の適正化について協力を要請しました。

消費者庁では引き続き、これらの広告等を監視し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁 表示対策課食品表示対策室

担当者：田中、金子（智）

電 話：03-3507-8800（代表）

田中（内線 2383）

金子（智）（内線 2507）

## インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

### 1. 監視方法

- (1) 監視期間：平成25年1月から3月（平成24年度第4回）
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、キーワードによる無作為検索の上、検索されたサイトを目視により確認
- (3) 検索キーワード：「代謝リック改善」、「脂肪燃焼」、「脂肪分解」、「脂肪排出」、「脂肪を消費」、「中性脂肪を下げる」、「コレステロール値を下げる」等の脂肪に何らかの効果を有する表現等

### 2. 監視結果及び改善要請

監視の結果、52事業者62商品について、健康増進法第32条の2第1項に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善を要請した。

また、当該事業者が出店するショッピングモール運営事業者に対し、同要請を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を要請した。

### 3. 平成24年度のインターネット監視結果

| 監視期間             | 改善要請件数    |           | 改善件数 |     |
|------------------|-----------|-----------|------|-----|
|                  | 事業者数      | 商品数       | 事業者数 | 商品数 |
| 平成24年4～6月        | 46        | 63        | 46   | 63  |
| 平成24年7～9月        | 51        | 53        | 51   | 53  |
| 平成24年10～12月      | 80        | 95        | 78*  | 88* |
| <b>平成25年1～3月</b> | <b>52</b> | <b>62</b> | —    | —   |
| 平成24年度計          | 229       | 273       | —    | —   |

※改善が見られない2事業者（7商品）に対しては、個別に調査を行う。

### 4. 参照条文

健康増進法（平成14年法律103号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 略

(勧告等)

第三十二条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 略

<参考>

平成 25 年 1 月から 3 月までの期間に表示されていた健康保持増進効果等について（一部）

| 商品区分                                     | 表示されていた健康保持増進効果等   |
|--|--|
| 生鮮食品<br>（農・水産物）<br>【2 商品】                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コレステロール値を正常にし、血圧の上昇を防ぐ効果を有すること等を標ぼうする表示</li> <li>・ 便秘予防、免疫機能の活性化の効果を有すること等を標ぼうする表示</li> </ul>   |
| 加工食品<br>（農産加工品、水産加工品）<br>【5 商品】          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脂肪の分解を促し、コレステロール値を下げる効果を有すること等を標ぼうする表示</li> <li>・ 肝臓の解毒及び機能回復、動脈硬化等の成人病予防の効果を有すること等を標ぼうする表示</li> </ul>  |
| 飲料等<br>（茶、コーヒー及びココア調製品、飲料、酒類）<br>【11 商品】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過酸化脂質、悪玉コレステロールの生産を予防する効果を有すること等を標ぼうする表示</li> <li>・ 体内浄化、老廃物の除去の効果を有すること等を標ぼうする表示</li> <li>・ 高血圧、動脈硬化、脳血管障害、心臓病、糖尿病等の予防の効果を有すること等を標ぼうする表示</li> </ul>  |
| いわゆる健康食品<br>（カプセル、錠剤、顆粒状等）<br>【44 商品】    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脂肪燃焼、新陳代謝を向上、老廃物の除去の効果を有すること等を標ぼうする表示</li> <li>・ 肥満改善、若返り、アンチエイジングの効果を有すること等を標ぼうする表示</li> <li>・ 毛細血管を強化、血流改善、血圧降下、骨密度の増強の効果を有することを標ぼうする表示</li> <li>・ 肝機能、心配機能の増強、睡眠障害の改善の降下を有すること等を標ぼうする表示</li> </ul> |